

介護療養型医療施設の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 25 日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第49号

介護療養型医療施設の廃止に伴う関係規則の整理に関する規則

(郡山市生活保護法施行細則の一部改正)

第 1 条 郡山市生活保護法施行細則（平成 9 年郡山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第14号様式及び第16号様式から第20号様式までの規定中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

(郡山市介護保険規則の一部改正)

第 2 条 郡山市介護保険規則（平成12年郡山市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 5 号様式及び第 5 号様式の 2 の規定中「指定介護療養型医療施設、」を削る。

(郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の一部改正)

第 3 条 郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則（平成20年郡山市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第11号様式及び第13号様式から第17号様式までの規定中「介護療養型医療施設」を「介護医療院」に改める。

(郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 郡山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年郡山市規則第114号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(条例別表第 2 各項の規則で定める事務)	(条例別表第 2 各項の規則で定める事務)
第 3 条 (略)	第 3 条 (略)
2～10 (略)	2～10 (略)
	<u>11 前項第 1 号、第 2 号及び第 9 号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第 8 条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、第 1 号及び第 2 号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と、第 9 号中「介護保険法施行規則」</u>

11～28 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(郡山市生活保護法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の郡山市生活保護法施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市生活保護法施行細則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
(郡山市介護保険規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の郡山市介護保険規則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市介護保険規則の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
(郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この規則の施行の際現に提出されている第3条の規定による改正前の郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の様式によるものとみなす。
- 7 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

12～29 (略)